特定施設に関する手続きの確認事項一覧（騒音）

１　届出の詳細・・・１ページ

２　対象施設・・・・５ページ

３　指定地域及び規制基準・・・６ページ

１　届出の詳細

特定施設設置の届出	
届出様式	様式第1　特定施設設置届出書
手続根拠	騒音規制法第６条第１項
手続対象者	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者
提出時期	特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前まで
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本１・副本１
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③騒音防止の方法 ④可能であれば特定施設仕様書の写し

指定地域変更・規制対象変更の際の経過措置としての届出	
届出様式	様式第２　特定施設使用届出書
手続根拠	騒音規制法第７条第１項
手続対象者	1. 新たに指定地域になった地域において、指定以前から特定施設を設置している場合（設置の工事をしている者を含む） 2. 既設の施設が新たに特定施設として規制対象となった場合
提出時期	当該地域が指定地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本１・副本１
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③騒音防止の方法 ④可能であれば特定施設仕様書の写し

特定施設の種類ごとの数の変更の届出	
届出様式	様式第３　特定施設の種類ごとの数変更届出書
手続根拠	騒音規制法第８条第１項
手続対象者	特定施設設置又は特定施設使用の届出をした者で、同一種類の特定施設の数が直近の届出の２倍を超える場合
提出時期	工事開始日の 30 日前まで
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本１・副本１
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③騒音防止の方法 ④可能であれば特定施設仕様書の写し

騒音の防止の方法の変更の届出	
届出様式	様式第 4　騒音の防止の方法変更届出書
手続根拠	騒音規制法第 8 条第 1 項
手続対象者	特定施設設置又は特定施設使用の届出をした者で、騒音の防止の方法に変更があった場合（騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く）
提出時期	工事開始日の 30 日前まで
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	①特定工場等及び周辺の見取り図 ②特定施設の配置図 ③騒音防止の方法 ④可能であれば特定施設仕様書の写し

氏名、所在地等の変更の届出	
届出様式	様式第 6　氏名等変更届出書
手続根拠	騒音規制法第 10 条
手続対象者	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更をする場合 2. 工場又は事業場の名称及び所在地（住所表記等）の変更をする場合
提出時期	変更のあった日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	なし

特定施設の廃止の届出	
届出様式	様式第 7　特定施設使用全廃届出書
手続根拠	騒音規制法第 10 条
手続対象者	全ての特定施設を廃止する場合
提出時期	廃止した日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	なし

特定施設の承継の届出	
届出様式	様式第 8　承継届出書
手続根拠	騒音規制法第 11 条
手続対象者	1. 特定施設の設置又は使用の届出をした者から特定施設の全てを譲り受け又は借り受けた場合 2. 特定施設の設置又は使用の届出をしたものについて相続又は合併した場合
提出時期	承継のあった日から 30 日以内
提出先	諏訪市役所 環境課
部数	正本 1・副本 1
添付書類	なし

２　対象施設

騒音規制法に基づく特定工場等の規制対象（法第 2 条、施行令第 1 条）

1	金属加工機械	
	イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。)
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシーン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
	ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ホ	機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
	ヘ	せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る）及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	
	イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m 以上のものに限る)
	ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	
	イ	ドラムバーカー
	ロ	チッパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
	ハ	砕木機
	ニ	帯のこ機(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
	ホ	丸のこ機(帯のこ機と同じ)
	ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	

3　指定地域及び規制基準

区域区分	時間区分 用途地域区分	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌午前 6 時まで
第1種	第一種低層住居専用 第二種低層住居専用	50db	45db	45db
第2種	第一種中高層住居専用 第二種中高層住居専用 第一種住居 第二種住居 準住居	60db	50db	50db
第3種	近隣商業 商業 準工業	65db	65db	55db
第4種	工業	70db	70db	65db
	工業専用	指定地域外		

1　規制基準とは、特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

2　騒音の測定方法は、日本産業規格（JIS）Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)　騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。

(4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

3　第 2 種～第 4 種区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内の規制基準値は、各基準値から 5db 減じた値とする。